

# 平成31年度 百道浜小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの子にもどの学校でもどの学級でも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) 生徒指導委員会がいじめ防止対策委員会を兼ね、いじめ防止の視点から学校生活と児童の様子を定期的に、不定期に点検・確認を行う。
- (2) 充実感を味わえる授業づくり、道徳教育の充実、児童総会の活用等に取り組み、いじめを生まない教育活動を推進する。
- (3) 日頃から子どもの観察を十分に行い、いじめや問題行動の早期発見に努め、組織的な対応と指導に当たる。また、日常的な保護者との連絡を密にする。
- (4) いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していく。また、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る。

### <百道浜小 いじめゼロ宣言>

#### ～SOSの三原則～

- ・S…すぐに気づきます
- ・O…大人に相談します
- ・S…すぐに助けます

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### (1) いじめを生まない教育活動の推進

- わかりやすい授業、楽しい授業づくりを心掛ける。特に対話活動を充実させ、自尊感情を高めるとともに、豊かで確かな学力を身に着けさせる。
- 命の大切さを学ぶ道徳の時間・命を大切にすることを育む体験活動・学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、いじめを生まない、許さない心情の育成を図る。
- 上学年でQ-Uアンケートを実施し、実態に応じた支援を行う。特に、要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 児童総会で「いじめゼロ」に向けたスローガンを作成し、いじめ防止への意識を高める。

### (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、えがお館（子ども総合相談センター）その他の関係者との連携を図るとともに、いじめ防止委員会、学校サポーター（学校評価）会議、学校警察連絡協議会等を活用する。
- ホームページ・学校便り・学年便り・学級便り・家庭訪問・連絡帳・電話等で、保護者と密に連絡を取り合う。また、学期1回保護者アンケートを実施し、保護者の思いをつかみ、学校の教育活動に生かす。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を月1回開催し、いじめの把握やいじめ問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) アンケート（学校生活・友だち）を月に1回以上実施し、児童の友達関係や悩みを把握する。
- (4) スクールカウンセラーを活用し、いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

### 4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を直ちに確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、スクールソーシャルワーカーや教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

### 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合。
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合。
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合。
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合等。
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
  - ・ 年間30日を目安とする。
  - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

### 6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校経営方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発

見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。

(3) いじめを未然に防止するための校内研修を実施する。

## 7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校経営方針作成の際に、保護者や地域の方の意見を取り入れ、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ防止へ向けた児童の意識を高める。
- (2) 学校経営方針は、学校説明会や学校サポーター（学校評価）会議等で広く周知を図る。
- (3) 学校経営方針に基づき、取組が適切に機能しているかをいじめ防止委員会及びいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称           いじめ防止対策委員会
- 役割
  - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
  - ・ いじめの相談・通報の窓口
  - ・ いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
  - ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
  - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制
  - ・ 対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

## 9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称           いじめ防止緊急対策委員会
- 役割
  - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
  - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
  - ・ 教育委員会への調査結果の報告
  - ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当（各学年、専科より1名）、養護教諭、栄養教諭

(3) 指導体制

